

○農林水産省令第二十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第二百二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(土地改良事業の説明)</p> <p>第六条 法第八条第三項第四号ハ及び第五号ロに規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の第三項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。</p> <p>(農用地利用配分計画の作成等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあつては、へに掲げる事項）を記載した書類</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>ホ 賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第五項第四号に規定する者（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。第十五条において同じ。）である場合には、次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>へ (略)</p> <p>二 賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十九条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>(土地改良事業の説明)</p> <p>第六条 法第八条第三項第四号ロ及び第五号ロに規定する説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の第三項の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。</p> <p>(農用地利用配分計画の作成等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあつては、へに掲げる事項）を記載した書類</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>ホ 賃借権の設定等を受ける者が法第十八条第四項第四号に規定する者（農地所有適格法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他同号の政令で定める者を除く。第十五条において同じ。）である場合には、次に掲げる事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>へ (略)</p> <p>二 賃借権の設定等を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を除く。第十八条第二項第一号において同じ。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し</p> <p>三 五 (略)</p>

六 賃借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号イに

掲げる土地に該当する場合には、農地法施行規則第五十七条の五に掲げる事項を記載した書類及び同規則第五十七条の四第二項に掲げる書類

七 賃借権の設定等を受ける土地が法第十八条第五項第六号ロに

掲げる土地に該当する場合には、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第三十四条第一項に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に掲げる図面

八 (略)

3 前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用配分計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

一 (略)

二 法第十八条第七項の規定による公告があつた他の農用地利用配分計画（当該農地中間管理機構が定めたものに限る。）の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であつてその者に係る前項第二号又は第五号に掲げる書類の内容に変更がないとき 当該書類

三 (略)

(意見聴取の方法)

第十三条 法第十八条第三項の規定による利害関係人からの意見の聴取は、口頭、書面又はインターネットを利用する方法その他の方法により行うものとする。

(通知等の方法)

第十五条 法第十八条第七項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

(新設)

(新設)

六 (略)

3 前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用配分計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

一 (略)

二 法第十八条第五項の規定による公告があつた他の農用地利用配分計画（当該農地中間管理機構が定めたものに限る。）の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であつてその者に係る前項第二号又は第五号に掲げる書類の内容に変更がないとき 当該書類

三 (略)

(公告の方法)

第十三条 法第十八条第三項の規定による公告は、同条第一項の認可の申請があつた旨及び当該申請に係る農用地利用配分計画について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(通知等の方法)

第十五条 法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

2 第十三条の規定は、法第十八条第七項の規定による公告について準用する。

(農用地の利用の促進を行う者の基準)

第十六条 法第十九条第一項の農林水産省令で定める基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であること。

二 次に掲げる事業のいずれかを継続的に実施していること。

イ 利用権の設定等と併せて行う、農用地の区画ごとに作付けする農作物の種類を定めて一定の期間ごとにこれを変更する取組のための農用地の集団化等、耕作に供する農用地の集団化を促進する事業

ロ 利用権の設定等と併せて行う新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修を行う事業

ハ 農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る目的をもって農用地等を買入れ入れて、当該農用地等売り渡し又は交換する事業

(農用地等の利用状況の報告)

第十七条 法第二十一条第一項の報告は、同条第二項第一号の解除をすることができる場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において、書面により求めることができる。

2 第十三条の規定は、法第十八条第五項の規定による公告について準用する。

(新設)

(農用地等の利用状況の報告)

第十六条 法第二十一条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項(賃借権の設定等を受けた者が法第十八条第四項第四号に規定する者以外の者である場合には第一号から第三号までに掲げる事項)を記載した報告書を農地中間管理機構に提出して行わなければならない。

- 一 賃借権の設定等を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 前号の者が賃借権の設定等を受けた農用地等の面積
- 三 前号の農用地等における作物の種類別作付面積又は栽培面積及び生産数量

2 | 農地中間管理機構は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示して行うものとする。

第十八条・第十九条 (略)

(法第二条第三項第三号に掲げる業務のうち軽微なもの)

第二十条 | 法第二十二條第二項第一号の農林水産省令で定める軽微な業務は、農地中間管理権を有する農用地等に係るけい畔及び法面の修繕とする。

(その他の軽微な業務)

第二十一条 | 法第二十二條第二項第三号の農林水産省令で定める軽微な業務は、次に掲げるものとする。

- 一 | 窓口業務
- 二 | 賃料の収受及び支払に係る業務
- 三 | 農地中間管理権を有する農用地等に関する情報の整理に係る業務
- 四 | 広報に係る業務

(農業者等による協議の場の設置の方法等)

四 | 第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五 | 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六 | 第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七 | その他参考となるべき事項

2 | 賃借権の設定等を受けた者が法第十八條第四項第四号に規定する者である場合には、前項の報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 | その者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し
- 二 | その他参考となるべき書類

第十七条・第十八条 (略)

(新設)

(新設)

(農業者等による協議の場の設置の方法等)

第二十二條 法第二十六條第一項の規定による協議の場の設置は、定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。

第十九條 法第二十六條第一項の規定による協議の場の設置は、毎年一回以上定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。